

第1章 第2次那覇市計画期間における取組の成果と課題

1 第2次那覇市計画期間における取組の成果

第2次那覇市計画^{※1}期間において、以下のような取組が進みました。

- ① 毎月2～4回、市立図書館全館（7館）でおはなし会の開催及び、年1回、おはなしボランティア団体等による「おはなしがいっぱい」を開催しています。
- ② 市立図書館全館（7館）において、Y・A（ヤング・アダルト）^{※2}コーナーが設置されました。
- ③ ブックスタート^{※3}事業は、乳児健診の受診者の約98%の参加率で推移しています。ブックスタートスタッフによる絵本の読み聞かせが行われ、赤ちゃんが絵本に興味を示す様子をじかに保護者が感じることができ、赤ちゃんとその保護者が絵本を介して触れ合える子育てを支援する事業です。
参加者へのアンケートでは、回答者の99%以上が「ブックスタートを受けてよかった」と回答しており、満足度が高い事業です。
- ④ 市立図書館での児童図書貸出冊数が、2013（平成25）年度423,379冊から、2016（平成28）年度433,472冊へ増加しました。
- ⑤ 図書館システムの更新により、リクエスト件数が2013（平成25）年度140,666件から2016（平成28）年度151,115件へ増加しました。
- ⑥ 2010（平成22）年4月から図書館のあるべき姿と課題及び今後の施策を示し、重点事務事業の指標と目指そう値を設けました。重点施策のひとつである「各種講座、おはなし会等の主催事業の充実」において、魅力あるプログラム作りに努めた結果、参加者の満足度（満足、やや満足の割合）は、2013（平成25）年度の実績値86%から2016（平成28）年度は91.4%と5.6ポイント増の評価が得られました。

1 第2次那覇市計画：2013（平成25）年3月に策定された「第2次那覇市子どもの読書活動推進計画」のこと。

2 Y・A（ヤング・アダルト）：主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として意識して呼称する用語。多くの図書館では、小学校高学年から高校生の世代を指す。

3 ブックスタート：平成4年（1999年）にイギリスで「赤ちゃん絵本を介して楽しいひとときを分かち合おう」をキャッチフレーズに、絵本を通じて親子の絆を深めることを目的に始まった運動。日本では、2000年の「子ども読書年」を機に紹介された。活動は全国各地に広がり、これまで多くの地域でさまざまな実践経験が蓄積されてきた。

- ⑦ 全校一斉の読書活動を実施している学校の割合は、2016(平成 28)年度の全国平均(小学校 97.1%、中学校 88.5%)を上回り、小学校では 97.2%(36 校中 35 校)、中学校では全中学校で全校一斉読書を実施しています。
- ⑧ 学校図書館への必読書・推薦図書コーナーの設置割合が、小学校では 2013(平成 25)年度 86%(36 校中 31 校)であったものが、2016(平成 28)年度には 100%になり、全小学校で設置されました。中学校では 2013(平成 25)年度 71%(17 校中 12 校)であったものが、2016(平成 28)年度には 88%(17 校中 15 校)と設置率が伸びています。
- ⑨ 読書活動の推進に関する校内研修を開催する学校の割合が、2013(平成 25)年度には小学校で 58%(36 校中 21 校)、中学校で 76%(17 校中 13 校)でしたが、2016(平成 28)年度には小学校 64%(36 校中 23 校)、中学校 82%(17 校中 14 校)と徐々に増えています。
- ⑩ 学校図書館においては、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割が年々期待される中、本市の学校図書館の新聞配備率が小学校で 72%(36 校中 26 校)、中学校で 100%(17 校中 17 校)に達しており、児童生徒が新聞を活用できる環境が整いつつあります。
- ⑪ 沖縄県が実施している「文字・活字文化の日」記念フォーラム事業における「沖縄県子どもの読書活動優秀実践校・団体・個人等表彰」において、これまでに本市の学校や読み聞かせの団体・サークル、個人等の行ってきた子どもの読書活動推進に関する取組が、優秀な実践として表彰されてきました。2013(平成 25)年度から 2017(平成 29)年度までに、本市関連の受賞は、中学校が 2 校、読み聞かせのサークル・団体等が 3 団体、個人が 3 名表彰され、子どもの読書活動推進に寄与する取組が評価されています。
- ⑫ 読み聞かせ養成講座については、初級講座を中央公民館で、中級講座を中央図書館で実施しており、講座の受講を修了した受講生が、学校や地域等に出向いて読み聞かせの活動を行えるよう、支援の取組を始めました。
- ⑬ 保育所・幼稚園・こども園では、週 1~2 回程度、園所蔵の絵本等を園児に貸出しています。公立図書館が居住地域の近くにない等の理由で

公立図書館に通う時間がとれない保護者にとって、園で絵本等の貸出を行うことで、園児の読書率の向上が図られています。

2 第2次那覇市計画期間における取組の課題

一方で、第2次那覇市計画期間を経て、以下のような課題が見られました。

- ① 市立図書館職員の資質向上を図るため、今後も継続して専門職員研修の企画実施に努める必要があります。
- ② 市立図書館コンピュータシステム整備事業として、新たなシステムを2019（平成31）年1月から更新しますが、図書検索やWEB予約等の利用者サービス向上に向けて、システムの最大限の活用方法を検討する必要があります。
- ③ 市立図書館常勤職員には、司書^{*4}有資格者を配置し、レファレンスサービス^{*5}機能の充実を図る必要があります。
- ④ 閉架書庫^{*6}を臨時的に市内中学校の余裕教室に確保し、約2万4千冊を保管してきましたが、利用者のリクエストに迅速に対応していくためには、各館で所蔵すべき資料の閉架書庫を確保する必要があります。
- ⑤ 保護者等へのアンケート調査^{*7}において、公立図書館の利用頻度について尋ねた項目への回答では、「利用していない」と答えた保護者の割合は、2011（平成23）年59.2%、2015（平成27）年56.1%、2017（平成29）年57.6%と、いずれも6割近くになります。

保護者が子どもと一緒に利用しやすい公立図書館の利用の促進を図る必要があります。

4 司書：都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、分類、目録作成、貸出業務、調査相談への対応などを行う専門的職員。司書資格は司書講習を受講するほか、大学・短大で単位を履修することで取得できる。

5 レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員がその目的に沿った必要な資料を検索・提供等を行うこと。

6 閉架書庫：一般には、図書資料の管理保管スペースとして設置されている。図書館利用者が直接入室できないスペースにある書庫。

7 保護者等へのアンケート調査：保育所と幼稚園・こども園の保護者を対象に本市教育委員会が実施するアンケート調査。調査園は任意で取得して行っている。2017（平成29）年度調査は巻末資料に掲載。

- ⑥ 学校図書館においては、「読書センター」としての役割だけでなく、「学習センター」「情報センター」としての機能を発揮することによって、子どもの読書活動の推進を図ります。そのためにも、校内研修の実施校や推薦図書コーナー設置校のさらなる増加を目指す必要があります。

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

本市では、これまでに第1次^{※8}、第2次那覇市計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。その間、子どもの読書活動を取り巻く環境は関連法の整備をはじめ変化しています。本計画の推進に当たって、以下の4点に留意しました。

(1) 「国民読書年」(2010(平成22)年度制定)の取組

2008(平成20)年6月の国会決議により、2010(平成22)年を「国民読書年」とすることが定められました。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政・官・民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されてきました。

(2) 図書館法の改正

2008(平成20)年6月に図書館法が改正されました。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等です。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、2012(平成24)年12月には、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学省より告示され、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めることとされました。

8 第1次那覇市計画：2006(平成18)年2月に策定された「那覇市子どもの読書活動推進計画」のこと。

(3) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領

教育基本法の教育目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられています（第2条第1号）。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしています（第5条第2号）。教育の実施に関しては、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、学校・家庭・地域の連携協力（第13条）についての規定があります。この教育基本法の理念を受けて学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています（第21条第5号）。

また、学習指導要領解説総則編（小学校 2017（平成 29）年6月、中学校 2017（平成 29）年7月）において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」（小学校第1章第3の1の(7)、中学校第1章第3の2の(1)）と示され、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

(4) 学校図書館法の改正

これまでの教育基本法、学校教育法の改訂を踏まえた、2014（平成26）年6月公布の「学校図書館法の一部を改正する法律」で、学校図書館には学校司書^{※9}を置くように努めなければならないことが定められました。さらに、2017（平成29）年3月に公示された学習指導要領に盛り込まれた内容に取り組むためには、より資質の高い学校司書が求められるようになっていきます。



9 学校司書：「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」のこと（学校図書館法第6条第1項より引用）